



熊本県公報

号外 第18号
令和2年(2020年)
3月25日(水)
(毎週 火・金発行)

目次

規 則

- 熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則…………… (財産経営課) 1
- 熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子ども家庭福祉課) 1

訓 令

- 熊本県病害虫防除員規程の一部を改正する訓令…………… (農業技術課) 15

規 則

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第14号

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

熊本県庁舎等管理規則(昭和42年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。
 第8条第1号中「(喫煙施設のある場所を除く。)」及び「喫煙し、又は」を削り、同
 条第2号中「劇・毒物」を「毒物、劇物」に改め、同条第3号中「き損」を「毀損」に、
 「そこなう」を「損なう」に改め、同条第7号中「けん悪」を「嫌悪」に改め、同条第1
 0号中「庁舎等の秩序」を「庁舎等における公の秩序又は善良な風俗」に改め、同号を同
 条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。
 (10) 庁舎等管理者が設置した喫煙をすることができる場所以外の場所で喫煙をすること

と。

第11条を第12条とする。

第10条第3号中「第9条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1号を加える。

(入場の制限等)

第9条 庁舎等管理者は、庁舎等における公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがある
 ると認めるとき、又は感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、庁舎
 等へ入場しようとする者に対し、その入場を制限し、又は禁止することができる。
 別表第1総務部長の項中「除く。)」の次に「、熊本市中央区水前寺六丁目9番5号に
 所在する庁舎等、熊本市中央区水前寺六丁目10番60号に所在する庁舎等及び熊本市中
 央区水前寺六丁目5番19号に所在する庁舎等」を加え、同表警察本部長の項中「庁舎等」
 の次に「(熊本市中央区水前寺六丁目9番5号に所在する庁舎等を除く。)」を加える。

附 則

この規則中第8条の改正規定(同条第1号の改正規定及び同条第10号を同条第11号
とし、同条第9号の次に1号を加える改正規定を除く。)、第11条を第12条とする改
正規定、第10条の改正規定、同条を第11条とする改正規定、第9条を第10条とし、
第8条の次に1号を加える改正規定及び別表第1の改正規定は公布の日から、その他の規
定は令和2年4月1日から施行する。

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第15号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正
する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第11条関係)

児童入所施設等徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、児童自立生活援助事業所
階層区分	定義	徴収金基準額（月額）	徴収金基準額（月額）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が	9,000円以下	6,600円
D 2	9,001円から27,000円まで	9,000円	3,300円
D 3	27,001円から57,000円まで	13,500円	4,500円
D 4	57,001円から93,000円まで	18,700円	6,700円
D 5	93,001円から177,300円まで	29,000円	9,300円
D 6	177,301円から258,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする	14,500円
			20,600円

		。)	
D 7	258,101円 から348,100円まで	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が54,200円を超えるときは 54,200円とする 。)	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が27,100円を超えるときは 27,100円とする 。)
D 8	348,101円 から456,100円まで	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が68,700円を超えるときは 68,700円とする 。)	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が34,300円を超えるときは 34,300円とする 。)
D 9	456,101円 から583,200円まで	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が85,000円を超えるときは 85,000円とする 。)	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が42,500円を超えるときは 42,500円とする 。)
D 1 0	583,201円 から704,000円まで	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が102,900円を超えるときは 102,900円と する。)	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が51,400円を超えるときは 51,400円とする 。)
D 1 1	704,001円 から852,000円まで	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が122,500円を超えるときは 122,500円と する。)	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が61,200円を超えるときは 61,200円とする 。)
D 1 2	852,001円	その月のその措置児童	その月のその措置児童

		から1,044,000円まで	等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D13		1,044,001円から1,225,500円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D14		1,225,501円から1,426,500円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収

別表第2備考第1項中「C1」を「C」に、「同表のC2の項」を「同項及び同表のD1の項からD15の項まで」に、「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

2 措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表第2備考第5項中「とし、第2項における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するもの」を削り、同表備考第9項第1号ア及び第2号ア中「所得税」を「市町村民税の所得割」に、「8,400円」を「19,000円」に改める。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3(第11条関係)

障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定義	徴収金基準額（月額）	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円以下	6,600円
D 2		12,001円から30,000円まで	9,000円
D 3		30,001円から60,000円まで	13,500円
D 4		60,001円から96,000円まで	18,700円
D 5		96,001円から189,000円まで	29,000円
D 6		189,001円から277,000円まで	その月の当該措置児童等に係る措置費の支弁額の全額（その額が41,200円を超えるときは、41,200円）
D 7		277,001円から348,000円まで	その月の当該措置児童等に係る措置費の支弁額の全額（その額が54,200円を超えるときは、54,200円）
D 8		348,001円から468,000円まで	その月の当該措置児童等に係る措置費の支弁額の全額（その額が68,000円を超えるときは、68,000円）

		5,000円まで	700円を超えるときは、68,700円)
D 9		465,001円から594,000円まで	その月の当該措置児童等に係る措置費の支弁額の全額（その額が85,000円を超えるときは、85,000円)
D 1 0		594,001円から716,000円まで	その月の当該措置児童等に係る措置費の支弁額の全額（その額が102,900円を超えるときは、102,900円)
D 1 1		716,001円から864,000円まで	その月の当該措置児童等に係る措置費の支弁額の全額（その額が122,500円を超えるときは、122,500円)
D 1 2		864,001円から1,056,000円まで	その月の当該措置児童等に係る措置費の支弁額の全額（その額が143,800円を超えるときは、143,800円)
D 1 3		1,056,001円から1,238,000円まで	その月の当該措置児童等に係る措置費の支弁額の全額（その額が166,600円を超えるときは、166,600円)
D 1 4		1,238,001円から1,439,000円まで	その月の当該措置児童等に係る措置費の支弁額の全額（その額が191,200円を超えるときは、191,200円)
D 1 5		1,439,001円以上	その月の当該措置児童等に係る措置費の支弁額の全額

別表第3備考第1項中「C1」を「C」に、「同表のC2の項」を「同項及び同表のD1の項からD15の項まで」に改め、「（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。）」を削り、同表備考第2項を次のように改める。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別記第12号様式(第7条関係)

助産施設入所申込書

年 月 日

熊本県 福祉事務所長 様

妊産婦 居住地
氏名

印

助産の実施を受けたいので、児童福祉法第22条第2項の規定により次のとおり申し込みます。

入所を希望する助産施設名	第1希望	
	第2希望	
出産予定日	年 月 日	
助産の実施を希望する理由		

妊産婦の家族の状況

区分	ふりがな 氏名	個人番号	妊産婦と の続柄	生年月日	職業	本年度町村民税の課 税の有無	摘要
妊産婦の 世帯員			本人			有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
生活保護の状況			適用なし・適用あり(年 月 日保護開始)				
社会保険の加 入状況	加入の有無	有・無	保険の種類		出産育児一時金等の額	円	
	被保険者の記号		番号		被保険者名		

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この申込書は、妊産婦が次の点に注意して記入の上、福祉事務所に提出してください。
 - (1) 「助産の実施を希望する理由」の欄は、その具体的な状況を記入してください。
 - (2) 「妊産婦の世帯員」の欄は、妊産婦本人及びその配偶者、同居している親族等の全員について記入するとともに、「本年度町村民税の課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - (3) 「社会保険の加入状況」の「加入の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - (4) 「摘要」の欄については、健康状況等入院助産の実施につき参考となるべき事項を記入してください。
- 3 この申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類(本年度における町村民税に関する課税証明書)を添付してください。

別記第12号様式の2備考第3号中「及び前年における所得税」を削る。

別記第13号様式及び別記第13号様式の2を次のように改める。

別記第13号様式 (第8条関係)

助産施設入所承諾通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県 福祉事務所長 印

申込みのありました助産施設への入所について次のとおり承諾します。

公費負担者番号(県)	5	3	4	3	6	0	1	0
受給者番号	施設番号			入所者番号			検証番号	
妊産婦	居住地							
	氏名							
施設	所在地							
	名称							
世帯構成	氏名	続柄	生年月日	職業	課税額			
					本年度町村民税		所得割	
	均等割		円	円				
出産予定日		年 月 日						
階層区分					徴収金	円		
出産給付費		円			納入方法			
入所理由								
教示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、福祉事務所を経由して提出することができます。</p>							
	<p>2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>							

- 備考
- 徴収金について変更があった場合にはその旨通知します。
 - 助産施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
 - 助産施設への入所が適当と認められなくなった場合には、助産の実施を解除します。

別記第13号様式の2 (第8条関係)

母子生活支援施設入所承諾通知書

第 年 月 日

様

熊本県 福祉事務所長 印

申込みのありました母子生活支援施設への入所について次のとおり承諾します。

入所する 保護者	居住地					
	氏名		年 月 日生			
施設	所在地					
	名称					
世 帯 構 成	氏名	続柄	生年月日	職業	課税額	
					本年度町村民税	
			均等割	所得割		
			円	円		
母子保護の実施期間		年 月 日から		年 月 日		
階層区分				徴収金(月額)	円	
				納入方法		
入所理由						
教示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、福祉事務所を經由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>					

- 備考
- 徴収金について変更のあった場合にはその旨を通知します。
 - 母子生活支援施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
 - 母子生活支援施設への入所が適当と認められなくなった場合には、母子保護の実施を解除します。

別記第26号様式の2及び別記第26号様式の3を次のように改める。

別記第26号様式の2（第9条の2関係）

児童自立生活援助実施申込書

年 月 日

熊本県 児童相談所長 様

希望者 居住地

氏名

印

児童自立生活援助の実施を受けたいので、児童福祉法第33条の6（第6項において準用する同条）第2項の規定により次のとおり申し込みます。

入居を希望する共同生活を営むべき住居	第1希望	
	第2希望	
児童自立生活援助の実施を希望する理由		
児童自立生活援助の実施を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで	

希望者の状況

ふりがな 氏名	個人番号	生年月日	職業又は就学の 状況等	摘要
生活保護の状況	適用なし・適用あり(年 月 日保護開始)			

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この申込書は、希望者が次の点に注意して記入の上、児童相談所に提出してください。
 - (1) 「児童自立生活援助の実施を希望する理由」の欄には、その具体的な状況を記入してください。
 - (2) 「児童自立生活援助の実施を希望する期間」の欄には、児童自立生活援助の実施を希望する理由により必要と見込まれる期間の範囲内で記入してください。
 なお、児童自立生活援助の実施の期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめ御承知ください。
 - (3) 「摘要」の欄には、健康状況等児童自立生活援助の実施について参考となる事項を記入してください。
- 3 この申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類（希望者本人の本年度における市町村民税に関する課税証明書）を添付してください。
- 4 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第26号様式の3 (第9条の3関係)

児童自立生活援助承諾通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県 児童相談所長 印

申込みのありました児童自立生活援助の実施について、次のとおり承諾します。

児童自立生活援助を受ける本人	居住地			
	氏名	年 月 日生		
入居施設	所在地			
	名称			
氏名	続柄	職業	課税額	
			本年度市町村民税	
			均等割	所得割
	本人		円	円
援助の実施期間		年 月 日から 年 月 日		
階層区分			徴収金(月額)	円
			納入方法	
入所理由				
教示	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、児童相談所を経由して提出することができます。			
	2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。			

- 備考
- 1 徴収金について変更があった場合にはその旨を通知します。
 - 2 児童自立生活援助の実施の申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
 - 3 自立援助ホームへの入居が適当と認められなくなった場合には、児童自立生活援助の実施を解除します。

別記第36号様式その2を次のように改める。

別記第36号様式その2(第12条関係)

徴収金負担能力調査書(扶養義務者用)						
施設(里親)名				措置又は入所年月日		年 月 日
入所者名				生 年 月 日		年 月 日生
世帯主の現住所						
世帯構成						
氏 名	続 柄	年 齢	課 税 の 状 況		生活保護法の 適用の状況	備 考
			当該年度の市町村民税額			
			均 等 割	所 得 割		
階層区分		徴収額		調 査 年 月 日		
調 査 者	意 見	①単身世帯 該当・非該当 ②母子世帯 該当・非該当 ③在宅障害 該当・非該当 児者世帯 (身障手帳・療育手帳・特児・障害年金) ④その他世帯 該当・非該当 ※特例措置の適用 有・無 負担能力：有・無 その他の意見：				
	職 名			氏 名	印	
徴収決定額		円				

(注) 課税の状況及び生活保護法の状況については、市町村長等の証明書を添付すること。

別記第40号様式を次のように改める。

別記第40号様式(第12条関係)

児童福祉法第56条による徴収金負担能力調査書

入所施設名又は
委託里親名

(単位：円)

市町村名	児童(延長者)氏名	保護者(延長者の監護者)		課税状況		生活保護適用の有無(開始年月日)	調査者の意見	調査者の職氏名印	徴収金決定月額
		住所	氏名	当該年度市町村民税均等割	所得割				

(注)

- 1 課税証明書を添付すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の熊本県児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）別表第2の規定は、令和元年7月以降の月分の徴収金基準額について適用し、同年6月以前の月分の徴収金基準額については、従前の例による額とする。
- 3 新規則別表第3（備考第6項に係る部分を除く。）の規定は、令和元年6月以降の月分の徴収金基準額について適用し、同年5月以前の月分の徴収金基準額については、従前の例による額とする。
- 4 新規則別表第3備考第6項の規定は、令和元年10月以降の月分の徴収金基準額について適用し、同年9月以前の月分の徴収金基準額については、従前の例による額とする。
- 5 この規則の施行の際現に熊本県児童福祉法施行細則第8条第1項に規定する助産の実施等若しくは第9条に規定する措置又は児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助（以下「措置等」という。）を受けている者（措置等により同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、又は同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院している者を除く。）で、新規則の規定により算出した場合の徴収金基準額（以下「新基準額」という。）がこの規則による改正前の熊本県児童福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により算出した場合の徴収金基準額（以下「旧基準額」という。）を超えることとなるものから徴収する額は、令和元年7月1日から、旧基準額が前月分の徴収金基準額を超えることとなる月以後であって、かつ、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の最初の階層区分の見直しを行う月の末日まで（同日までに措置等が解除された場合は、当該解除の日まで）の間、新規則及び附則第2項の規定にかかわらず、従前の例による額とする。
- 6 この規則の施行の際現に措置等により障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院している者で新基準額が旧基準額を超えることとなるものから徴収する額は、令和元年6月1日から、旧基準額が前月分の徴収金基準額を超えることとなる月以後であって、かつ、施行日の属する月以後の最初の階層区分の見直しを行う月の末日まで（同日までに措置等が解除された場合は、当該解除の日まで）の間、新規則並びに附則第3項及び第4項の規定にかかわらず、従前の例による額とする。
- 7 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている通知書は、新規則の規定により交付された通知書とみなす。
- 8 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申込書その他の書類は、新規則の規定により提出された申込書その他の書類とみなす。

訓 令

熊本県訓令3号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県病虫害防除員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県病虫害防除員規程の一部を改正する訓令

熊本県病虫害防除員規程（昭和27年熊本県訓令第401号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（任命の方法）」に改め、同条第1項中「市町村長の推薦（別記様式）した」を「市町村長が提出した病虫害防除員推薦書（別記様式）に記載された」に、「委嘱する」を「任命する」に改め、同条第2項を削る。

第4条を削る。

別記様式を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の熊本県病虫害防除員規程の規定により提出されている推薦書その他の書類は、改正後の熊本県病虫害防除員規程の規定により提出された推薦書その他の書類とみなす。